

再 開 15:01

委員会を再開いたします。これより特別会計の審査に入りますが、特別会計の審査につきましては、各会計ごとに行います。

「認定第2号 平成19年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております楡井委員の質疑を許します。

○ 楡井委員

それでは、気を入れ直して頑張りましょう。まず、国保会計についてであります。一般会計のほうでも審議をしましてまいりましたように、所得が大きく減ってきているという状況は皆さんもお認めになったところでもあります。また、その所得が大きく減っている人もおるし、またそういう見込みの人もおるとい状況の中で、減免が行われるはずで、その内容、平成19年度の実績といいますか、減免の実績を述べていただきたいと思います。

○ 健康増進課長

所得の激減により生活が著しく困難になった方につきましては、基準を設けまして国民健康保険税の減免を行っております。減免の要件といたしましては、該当する世帯の納税義務者並びにその配偶者及びその世帯に属する被保険者、その配偶者の前年の所得金額の合計が400万円以下で、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、疾病、失業、事業の休廃業により本年中の見込み所得金額の合計額が激減し、生活が著しく困難になった場合においては、所得の減少比率及び見込み所得金額に応じて減免を行っております。平成19年度は、100%減免が16件、80%減免が4件、60%減免が6件、40%減免が3件、合計29件となっております。

○ 楡井委員

それから、限度額超過所帯、これが上限額の引き上げにもかかわらず大分大きく伸びておるといのか増えております。この原因は何でしょうか。

○ 健康増進課長

医療分の限度超過額世帯は、平成19年度が741世帯、4億2,069万3,000円で、18年度と比較いたしますと94世帯7,375万8,000円の増、介護分につきましては、平成19年度が632世帯、6,973万5,000円で、18年度と比較いたしますと334世帯4,181万9,000円の増となっております。その原因といたしましては、平成19年度に約16%の税率改正をさせていただいたものが原因だと考えております。

○ 楡井委員

税率改正で負担が重くなっていっているわけですが、その一方で2割、5割、7割の減免所帯が国保税減免所帯の54%でしたか、いうふうになっているような状況があります。市民の収入の状況や経済状況が二極化していることがかいま見える現象じゃないかなというふうに思うわけですが、減免所帯のうち7割減免が1万2,580所帯、約40%、2万7,700ぐらいの所帯ですから、約40%を占めている状況になっています。この認識は、表でそういうことになると思いますが、それはそれでいいですか。

○ 健康増進課長

仰せのとおり減免世帯というのは2割、5割、7割世帯につきましては54.1%、7割軽減世帯は40.8%となっております。

○ 楡井委員

結局かなり大きな、国保家庭のかなり大きな部分が減免をされなければならないような収入状況になっていると。一方では、医療分、介護分合わせて1,373件の高額所得者っていうんですか、そういう人も生まれてきているという状況が、この国保税の徴収状況といいますか、ここからも見えてくるんじゃないかというふうに思います。国保税の収納率は、一般会計のほ

うの市税と同じように上昇もしておるし、不納欠損額も暫減してきているという点については、皆さん方の努力の一つのあらわれではないかというふうには思います。しかし、現年分、滞納分合わせた収納率の向上、これは、そういうことと合わせて、向上と合わせて、平成19年度の決算の最終的なものとして、3億4,500万円の黒字決算になっているというふうには思いません。そういう見方でいいでしょうか。

○ 健康増進課長

平成19年度の実質収支は3億4,500万円となっております。

○ 楡井委員

その3億4,500万円の黒字部分、これは先ほど御答弁のあった税率改正というようなことにも反映しての結果ではないかというふうにも思います。一方では、経済状況に苦しい所帯が増えている。さらに一方には、二極化傾向で高額所得者も一定の数増えているという状況の中で生まれたこの黒字でありますので、限定的な記述の分とか、それから部分的な分というようなことも含めて、この国保税の黒字を国保所帯に返還するというような措置が考えられないかどうか、御検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 健康増進課長

国保税につきましては、医療費の増嵩などによりまして、平成19年度に税率の改正をお願いしたところであります。平成19年度の実質収支につきましては、議員が仰せられましたように3億4,500万円となっておりますが、前年度繰越金、また国庫支出金、超過交付金等を除いた実質単年度収支は2億5,700万円となっております。

税率改正時の見込みと平成19年度の決算を比較いたしますと、国民健康保険税、一般被保険者医療給付分、現年度課税分でございますが、8,600万円の減となっております。また、介護納付金、現年度課税分、約1,500万円の減となっており、税率改正に伴う税収は見込みを下回っているところでございます。

税率改正時の見込みと比較いたしまして伸びた歳入につきましては、国庫支出金の特別調整交付金、約3億3,500万円、国民健康保険税の過年度分4,300万円、県支出金の財政調整交付金、交付金の財政健全化交付金、約2,100万円の増などで、毎年確保できるものではないものが主となっております。また、医療費が毎年伸びつつある中で、平成20年度より後期高齢者医療制度初め退職者医療制度、前期高齢者医療制度の改正が行われておりますので、それらの動向を見ながら慎重に対応しなければならず、税率の引き下げにつきましては難しいと考えております。

○ 楡井委員

国保の所帯は大変苦しいということについては認められているんじゃないかというふうには思います。実際、差し押さえ状況等もあるんですけれども、差し押さえに行く前に、ちょっと後期高齢者の文言も御答弁の中に今ありました。後期高齢者医療制度についても、大変市民の方たち、また高齢者の方たちは困っています。

この絵は御存知ですか、県単位75歳専用バス、これは作成日本共産党ではありません。厚生労働省です。御存知だと思いますね。上の方には、運転手は舛添さんじゃないかと思うんですよ、後ろにおばあさん、おじいさんが乗ってますけど、みんな不満をこう述べてあるわけです。いいバスだと思ったんだけど、こんなに不満があるんだなとって感心してるわけですね。こういう状況ですね、後期高齢者医療保険の内容は。ですから、この後期高齢者医療保険と絡まって、本当この国保の運営はなかなか今後大変だというふうには思います。大いに滞納状況の問題とか収納率の問題等も上げて、温かい国保会計をやっていただきたいというふうには思うんです。その意味で、温かい国保会計を推進するという上で、資格証の発行状況、これをちょっとお聞きしたいと思います。

資格証の交付の弊害についてはこれまでも論じられてきましたので、あえてここでは述べま

せんけれども、そのせいがあつてかどうか、差し押さえや、それから、督促の厳しい家、これは先ほど市税の関係の質疑も行いましたとき、そういう事例も報告がありました。あれは市税にかかわらず国保税の方にも絡んでいる内容ではあります。そのゆえに資格証発行の減少という状況はあるわけですが、依然として700世帯を超える無保険状態の家庭があるということでもあります。この無保険状態の資格証発行世帯の中で、乳幼児医療の無料化が実現したにもかかわらず、この制度をきちんと受けられないという状況は避けなければならないというふうに思うんです。そこで、保険証の発行状況と乳幼児医療無料化に伴う市としての措置、これについて説明願いたいというふうに思います。

○ 健康増進課長

まず、平成19年度末の保険証の発行状況について答弁させていただきます。国保世帯数2万7,774世帯のうち、満期証交付世帯2万5,402世帯、率にして91.5%、短期保険証交付世帯1,647世帯、5.9%、資格証明証交付世帯725世帯、2.6%となっております。

資格証明証につきましては、以前は乳幼児につきまして考慮いたしておりましたが、平成19年11月から住民税非課税世帯で、就学前の乳幼児につきまして申請により被保険者証を交付することといたしております。平成20年3月末現在で10世帯15人に対して被保険者証を交付いたしておるところでございます。

○ 楡井委員

今、交付はしているという状況ですけども、これ申請をしなければ交付できないということなんです。それから、いま一つ、平成20年3月現在の状況をちょっともう一度答弁願います。この申請しなければならないという問題については改善できないものかどうか、すみません、あわせてお願いします。

○ 健康増進課長

まず、平成20年3月末現在でございますが、10世帯15人に対して、被保険者証を交付いたしております。それと、申請ですけども、住民税非課税世帯ということに限らせていただいておりますので、税の状況等を見させていただかなければなりませんので、国保の担当部署としては市県民税の非課税・課税というのが把握できかねておりますので、そのための承諾等も必要になってまいりますので、申請していただくということになってまいります。

○ 楡井委員

その申請ですけども、保険証を発行するときに何らかの手が打てないものだろうかというふうに思うんです。その点は何か打つ手はないんですか。

○ 健康増進課長

資格証明証を発行する段階で、申請してくださいという、該当しそうな方につきましては、申請のお話を手紙で一緒にいたしております。

○ 楡井委員

要望します。国民健康保険証が私のところにも最近届きました。そういうふうに国民健康保険証を発行する場合、短期証を発行する場合、それから、資格証も発行する場合というようなこともあるんでしょうけれど、その際に、お宅の子供さんがこういう状況で、乳幼児医療に該当すると。ただし、こういう非課税という制限があるんだけども、もし非課税世帯であれば申請できますよというような文面といいますか、そういう文書を付けてお渡しするというようなことはできませんか。

○ 健康増進課長

今、言葉足らずで申しましたけれども、中身につきましては、今、委員さんがおっしゃっておられました内容で送付させていただいております。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。